

佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：平成30年11月22日（木）
午前9時30分から10時5分
場所：文化財事務所（駒場）会議室

委員：出席9名・欠席1名

傍聴者：なし

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項（事務局説明、質疑、意見等要約）

【佐久市文化財保護条例第42条第1項の規定により、佐々木会長が議長となる。】

議 長： 「(1)「佐久市地域遺産（仮称）」事業について」、事務局から説明願います。

事 務 局： 「佐久市地域遺産（仮称）」事業の概要について、【資料1】により説明。

議 長： 議会の質問を受けて、益子町を参考として、「佐久市地域遺産（仮称）」の設定に関する提案でしたが、ただいまの件について、ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

委 員： 「世界遺産」や「日本遺産」などは聞いたことはありますが、「世間遺産」というものは初めて聞きます。先ほどご紹介いただいた益子町や常滑市以外で「世間遺産」事業を進めている自治体はどのくらいあるのですか。

事 務 局： 全国的に見て、この「世間遺産」事業を継続的に実施しているのは、先ほど紹介しました益子町だけです。また同じく紹介しました常滑市は、市制60周年記念の時に一度だけ制定したものです。その他に、愛知県豊橋市では自治体ではなく、NPO 法人が主体となって同様の取り組みを進めていますが、まだ着手したばかりの状況です。

委 員： 益子町の場合は「世間遺産」事業によって、観光面及び経済面において効果が著しいものがあるのでしょうか。

事務局： 益子町の「世間遺産」事業の開始は平成29年度であり、年度を前後期に分けて、平成29年度の前期、後期、平成30年度の前期で計27件の認定がなされ、その内訳は、平成29年度前期が10件、後期が10件、平成30年度前期が7件であり、非常に地域の皆さんには喜ばれているという話を聞いております。観光面及び経済面における効果については、まだ事業が開始してから、年数が経っていないので、明確なものはお示しできません。

ただし、佐久市の場合、例えば十日夜、獅子舞などは文化財指定されていませんが、地域で引き継がれているものがありますので、何か違う形で表に出してあげると、地域のつながりが生まれてくるのではないかと考えています。

議長： 益子町の場合、焼き物の町で有名ではありますが、少子高齢化が進んでいるのではないかと思います。近い将来、佐久市もそのようになる可能性があります。人口が減っていく中で地域のつながりがとても大事になってくるのではないかとこのように事業を開始したと考えられます。

佐久市にもさまざまな文化財がありますが、特に無形民俗文化財については引き受け手が非常に高齢化しており、実際に「岩下の踊り念仏」のように引き受け手がなく、ここ10年ぐらい全く実施されず、指導者がいないと維持できない状況も起きています。そのような文化財のあり方も含めて、この「佐久市地域遺産（仮称）」事業は非常に大事なことではないかと思えます。

他にご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

委員： 佐久市の指定無形民俗文化財についても、重複して「地域遺産」に認定されることは差し支えないのでしょうか。

事務局： 今回の「地域遺産」の対象は、指定文化財以外のもので、すでに国・県・市の指定となっているものは対象にしないものと考えています。

委員： そうすると、指定文化財と「地域遺産」は一緒にはならず、どちらか一方ということになるのでしょうか。

事務局： 今回の「佐久市地域遺産（仮称）」事業は、指定文化財まで持ち上げられないもの、または市民に知られないまま埋もれてしまいそうなものを救いたいという想いから提案しています。文化財指定の場合、史料的根拠などの裏付けがしっかりしていないと、なかなか指定にまで持ち上げることができません。今回は、その点も踏まえて、古文書などの記録が残っておらず、「現在まで伝えられている」程度のものでも、地域の皆さんが愛着を持って保存に取り組んでいるものは、指定まで行かなくとも、この「地域遺産」認定により守っていきたいというものです。

委員：たとえば望月地区に「草競馬」というものがありますが、それは対象として該当するということでしょうか。

事務局： はい、候補としては該当すると思います。

議長： 他にご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。
よろしいでしょうか。

ここで「佐久市地域遺産（仮称）」事業の実施を決定するというものではありませんので、今後、佐久市にも関わりがある可能性があるということで、指定文化財との関わりや整合性などを十分詰めて、次回以降議論を重ねていきたいと思います。

議長： それでは、続いて「（２）『佐久市の文化財』の改訂について」、事務局から説明願います。

事務局： 『佐久市の文化財』の概要及び改訂の必要性について、【資料２】により説明。

議長： 新しく文化財に加わったもの、また表記等の訂正が必要な箇所を何点か挙げていただきました。

この点については、お手元の『佐久市の文化財』をご覧くださいと、明らかに抜けている部分や表記を訂正する部分がいくつかあるかと思います。

ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

委員： 【資料２】の県関係項目に見える安養寺の法燈国師坐像は、県宝指定時には法燈国師坐像に「伝」がつくのでしょうか。

事務局： 県宝指定時に「木造法燈国師倚像」から「木造伝法燈国師坐像」に名称が変更となりました。

議長： 他にご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

委員の皆さんがお住まいのそれぞれの地域がありますので、お気づきのところがあるかと思います。例えば、先ほども申し上げましたが、１２５頁の「岩下の踊り念仏」は、ここ１０年ぐらい全く実施されていないので、解除も含めて検討が必要ではないのかと思います。ただし、今回は主として改訂が主でありますので、この点については次の課題になります。

また、138頁の「塩名田本陣跡」ですが、本陣だけでなく問屋の性格も持ち合わせているので、「本陣問屋跡」とすべきです。続く139頁の「御馬寄古城跡」は、その存在自体が疑わしいにもかかわらず指定されています。

更に、118頁の「月輪寺跡の石造笠塔婆」の写真では、五輪塔が中心に写っていますが、実際はその後ろの笠塔婆が指定対象となりますので、写真の差し替えが必要となってきます。

みなさんもお気づきの点がありましたら、事務局にお伝えいただければと思います。

事務局： 今後、委員の皆様の協力のもと、文章等の再執筆をお願いしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議長： それでは、続いて「(3)『旧中込学校』の改訂について」、事務局から説明願います。

事務局： 『旧中込学校』の概要及び改訂の必要性について説明。

議長： 『旧中込学校』という小冊子も改訂が必要であるということで、在庫がなくなるこの際に、第三刷、あるいは第二版、または大幅な改訂となれば新しい版とすることになるかと思います。

ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

旧中込学校は、台風の被害を受けた時やその他の時に、文化財パトロールで何度か行っている場所であり、国の重要文化財であることにより、全国から、あるいは世界から注目されている文化財でもあり、また設計をした市川代治郎氏についても正確な人物像が研究し尽くされているとは言えないと考えています。依然として解明すべきところが残っていると思いますので、改訂する方向でよろしいでしょうか。

また何かお気づきの点がありましたら、事務局にお伝えいただければと思います。

議長： 続きまして、「(4) その他」、事務局から説明願います。

事務局： 事務局から2点ご連絡があります。

まず1点目ですが、今年度も1月26日の「文化財防火デー」に伴う文化財パトロールを実施したいと考えています。昨年度は旧中込学校で実施させていただきましたが、今年度は1月25日に貞祥寺三重塔において実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

続いて２点目ですが、龍岡城跡の整備についてです。計画段階ではありますが、来年度から２ヶ年にわたり、龍岡城跡の整備にかかる「龍岡城跡保存整備基本計画」の策定を計画しています。田口小学校の閉校後は、実際にこの基本計画に基づいた整備を実施していくことになりますので、その根幹をなす重要な計画となります。保存整備基本計画は「龍岡城跡保存整備委員会」を設置しまして、その中で検討していくことになりますが、この委員会には文化財保護審議会からも会長に委員としてご参加いただきたいと思いますと考えています。また、整備につきましては、委員の皆様のお力添えが必要不可欠となりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

議長： ただいまの２点の説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

特にご発言がないようですので、これで本日の会議事項は終了させていただきますと思います。ご協力ありがとうございました。

これで、議長の任は閉じさせていただきます。

【審議終了により議長退任】

４ 閉 会